

高橋孝夫委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位2番、議席番号14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 私は、市民生活の向上を願いながら総括質疑を行います。3点について質問いたしますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

今ほどの江口委員の質問にもちょっと関連をするかもしれませんが、質問の第1はマイナンバー制についてお伺いをしたいと思います。

このマイナンバーというのは、住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものとされているようです。加えて、マイナンバーというのは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であって、期待される効果としては、1つは所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになるという公平・公正な社会の実現。2つは、添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されるとともに、行政機関が持っている自分の情報を確認したり行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになるという国民の利便性の向上。そして3つは、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間で連携が進み、作業の重複などの無駄が削減される、そういう行政の効率化ということが言われているようです。

具体的には、平成27年10月、今年の10月ですけど、には国民一人一人に12桁の番号がふられ、平成28年1月からは社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になると言われているようです。既に平成26年度から地方自治体での各種作業が展開をされているようですし、詳しいことはなかなか理解しにくい、正直私はわからないという状況になっているのではないかと私は感じています。

そこで、まず市民課長にお伺いをしますが、私は国でいう3つの効果というものを申し上げましたけれど、地方自治体とその住民にとってのメリットというのは具体的にどのようなものを指すのか、お示しをいただきたいと思っております。

○蒲生光男委員長 松本 弘市民課長。

○松本 弘市民課長 今、高橋孝夫委員からご質問いただいた点についてお答えさせていただきます。

地方公共団体のメリットということでございますが、地方公共団体のメリットを発揮するためには、このいわゆるマイナンバーのほうのシステムだけでは十分な発揮ができないということになります。今想定されている中身といたしまして、それぞれ地方公共団体の中で独自に活用するためには、この社会保障、税、災害の部分に関する事務について独自に条例を制定しなければならないということになっています。例えば福祉に対して給付の申請を行った場合に、大方の場合、所得制限などがあるわけでございまして、そのために課税証明、それから所得証明などを添付する必要が生じるわけでございまして、これの連携をとっておくことによりましてそれらの手続が省略できるということで、住民の方にはメリットが生じるということになりますし、行政のほうではその確認が容易になるということだと思っております。

したがって、必ずしもマイナンバーのほうの言っている国で構築しようとしているシス

テムだけでいえば、住民個々、それから地方公共団体個々のメリットというのは限られてくるということだと思っています。むしろこのシステムのメリット、委員が指摘なされた部分につきましては、国のほうのメリットということが大なのだと思っていますところ。

以上です。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 わかりました。

今、市民課長からありましたけれど、実は私はこのマイナンバー制とはいかなるものかというものを見たときに、マイナンバー制にすることによって国民個人、私たち一人一人ですけども、この利益に係るメリットよりもはるかに大きく国のメリットのほう大きい、こういうふうに私は感じたわけですけど、ここは市長、どのように捉えていらっしゃいますか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいま地方自治体としての利点については市民課長からあったとおりで、確かに社会保障とか税とか、そういった面への国のほうで特に利便性が高まるのかなというふうに私も考えております。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 わかりました。

企画調整課長にお伺いをしますが、本年10月に、先ほども申し上げましたけれど、地方自治体は住民の皆さんに、私もそうですけど、12桁の番号をふるわけですね。牛は11桁でしたかね、忘れちゃったけども。それをふってそれを通知をするというふうにあるわけで、今はその準備を多分してる段階だというふうに思うんですけど、現状でのシステム構築などの状況っていうのはどこまでどういうふうに進展してるのか、お聞かせをいただきたい。

○蒲生光男委員長 谷澤秀一企画調整課長。

○谷澤秀一企画調整課長 主にシステムについてのご質問ということでお答えします。

この番号制対応のために必要なシステム改修というのは、大きく3つございます。1つが住民基本台帳システムの改修、あと2つ目が地方税務システムの改修、あと3つ目が社会保障に関わるシステム、いわゆる福祉とか年金などのシステムの改修、その3つが大きなところ。

今現在、1つ目の住民基本台帳システム、あと地方税のシステムにつきましては、今年の10月の法施行とともに全国民に通知される個人番号の付番、そしてその管理のために必要な基幹システム部分の改修など、これを今年度の事業として進めておりまして……。

(「26年度」と呼ぶ者あり)

○谷澤秀一企画調整課長 26年度、はい、そうです。これは年度内、3月中に改修完了ということで予定しています。

あとそれで、その次に、27年度にこの番号制を実際始めるためには情報連携の仕組みが必要になってくるということで、27年度の予算の計上としまして、システム改修及び構築費用ということでおおよそ5,000万円の計上をさせていただいています。

そういったことで今現在は遺漏なく進んでおりまして、引き続いて国が示しているスケジュールあるわけですが、余裕を持って対応できるように今後とも対応していきたいということです。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。

着々と住民一人一人に対する番号の付与などのシステムが構築をされているということになるんだろうと思うんです。だけど、このことは市民はどこまで知ってるのかというふうに私ちょっと疑問に思うわけです。一人一人の市民のさまざまな情報がいわば確実に管理をされていくという、そういう方向で今進んでるわけですけども、何にも知らないうちに、いや、知ら

されないうちにいつの間にか番号がふられて、そしてその番号のもとに必要な情報が集約をされていくということになるのではないかと感じます。

私は、国が、国はこういうふうに言ってるんだ、情報は一元化しないって。管理は各情報を持ってるところに限ると言い方をしてるわけですけど、私これ非常に疑問です。一元化しなければこれメリットないんじゃないかと私はこう思うんですね。さまざまにある情報を集めてチェックをしていくということがなければ、国が言う、例えば私や1人の人物が複数の口座や財源を持っているというふうなことだっただけでわからないし、あるいはそれなりの預貯金を保持していることなんていうのはわからないことになるとはならないかと思うんです。いわばそれぞれが名寄せをしていかないと、同一人物と判別することはできないのではないかと、私はこう感じるわけですけど、市長にお伺いしますが、このシステムを活用するということは、その名寄せをして、いわば情報を一元化していく以外方法はないと、私はこう素人考えで思うんですけど、そこは市長、どのように捉えておられますか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私のほうも少し理解不足なのかもしれませんが、このマイナンバーの制度は社会保障と税と災害対策、この3分野に限られていると、こうはっきり言ってるわけですよ。それで具体的には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということで、掲げられた97事務に制限してますよと、こういうふうに国のほうでは言っておられますので、本当にそうなのかなというところは私ももう少し、よく勉強しなきゃいけないと思っておりますが、そういった意味でいえばそれ以外にはしてはならないということだと思います。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 ちょっと本当に悩ましいんですけど、そういうふうに言ってるようです。それがどうなのかっていうのはちょっと私もわからないというふうに申し上げておくしかない、今のところはそういう状況です。

結果的にこのマイナンバーっていうのは、私たちが裸にされるんですね。あなたはどのような所得があって、例えば源泉徴収をされてるのがある、それからどここの役員してる、預貯金こうだと洗いざらい全部わかるシステム、それから給付でいえば国民年金を受給している。それから厚生年金もあるっていうのも全部わかるシステムになるんだと思うんです。それってただ、利用するのは、先ほども言ったように、それはやっぱり国なり地方公共団体が利用するというほうがずっと多くて、個々人のものにはメリットはなかなかない。

国では、先ほど市民課長も言われてますけれど、利便性が向上すんなだとか言ってますけど、あんまりそういうものはないのだなというふうに思っているわけです。

ちょっと2番目のところに返ってもう一回質問をしますが、地方自治体である長井市が実際マイナンバーの制度を具体化をするに当たって、国からお金をもらって、ほとんど、その今システムの開発も含めてやってるわけですよ、仕事をね。そういうことを実際やってるわけですけど、マイナンバーっていうのはいかなるものだろうか。あるいはこれによって得られるメリットはどのようなものかなどについて、私はやっぱり市民にきちっとお知らせをするっていうことが必要なんだろうと思うわけです。

国のホームページ見てみますと、国はこういうふう言ってるわけですね。地方自治体のホームページ、SNSや広報紙を使いなさいと。あるいは自治会を通じた周知、出前講座であるとか出前授業をなさい。管内の事業者や関係

団体の説明会を下さい。あるいは独自のポスター、チラシ、リーフレットの作成と配布をするから、それを活用下さい。庁舎や公共施設への掲示、公用車や公営バスなどで広報しろ。地域イベントやお祭りなど、住民が多く集まる場での広報を下さい。あるいは地域のケーブルテレビ、FM放送や地元マスコミの活用をしてPRを下さい。そして相談窓口やコールセンターというのは、これは国で既にコールセンターは開設をしてるわけですけど、そういうものは国でやりますというふうに言って、自治体でぜひ啓蒙してくれというふうに言ってるわけですけど、長井市の場合にはどのようにこの間、展開をされてきたのかっていうのをちょっと私もわからないのですが、その辺とあわせてこれからどうしようと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 広報については非常に重要だと思います。それで先ほどのやっぱり市民の中からも高橋委員からあったような心配が当然あるんだと思います。ですから、この4月から10月にはナンバーカード、これだけは示さなきゃいけないということでありますので、その前に十分な理解を得るような広報等を充実させなきゃいけないと思います。かなり難しいのですが、これは地道にやりたいと思ってます。ただ、平成29年1月ですから、来年、再来年の1月、28年度ということですけども、個人がシステム内の自分の情報を確認できる機能、自分の情報がどのように開示されたかを確認する機能、個人に適した行政サービスを閲覧することができる機能、マイポータルなどが設けられると言ってますので、これである程度安心感は担保できるのかなど。あとは自分が行政のこういうサービスを本当は受けられるんだというのを自分の気持ちがあれば確認することができる。あっ、自分はこのサービスを受けられるのかって、知

らない人はもちろん行政の場合は申告主義的なところが多いですから、そういった部分のメリットもあるんだと思いますので、いろんな角度からぜひ市民の皆様にお知らせしていきたいと思います。

なお、住民票コードの付番及び住民基本台帳カード、これは住基カードの交付っていうのは、以前からあったやつは、これ自治事務ですので、これは私ども自治体の判断でできると。ところが、今回の個人番号の付番及び個人番号カードの交付は法定受託事務とされてますんで、もうこれはしなさいと、こういう法律で定められていますんで、そういった意味からもより市民の理解を得るための努力をしていかなきゃいけないと思います。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 そういう意味でいえば本当は国がもっとちゃんとPRもしなきゃいけないんですよ。こういうふうにしてくださいと、お金も出して。だけど、そんなにやってないので、だけど、どんどんどんどん進んでいくわけですよ、やってるわけですよ。だからそこは遺漏のないように知らせておかないと。今、市長が言われましたけど、自分の履歴というか、それは確かに検索できるシステムをやりますよと言ってるんです。だけど、それってなりすましみたいなを防止することはできるかもしれないけど、そんなにメリットがあるもんじゃないなと私は感じてもいるので、そこはぜひ地道に一生懸命やっていくということですから、期待をさせていただきたいと思います。

今、市長からありましたけれど、私はこの数年前に展開をされたいわゆる住基カード、住民基本台帳カード、コード、この関係はどうなるのかっていうところがやっぱり疑問なんです。いろんな議論ありました、当時も。結局個人のプライバシーが漏れはしないのか。まだ接続していない自治体もあるわけですけど、そうい

う議論もありました。今回のこのマイナンバー制っていうのは、このいわゆる住基カードとは何がどのように違うのかっていうのがなかなか見えないんです。確かに住基カードの中に入っているのは住民の基本台帳でいう5つの多分ものしか入っていないということですから、量的には全く違うんだろうと思いますけれど、そこは一旦整理をさせていただきたいと思いますので、市民課長からよろしくをお願いします。

○蒲生光男委員長 松本 弘市民課長。

○松本 弘市民課長 お答えいたします。

今、委員がおっしゃったとおり、いわゆる住民票コードで管理するものにつきましては、当然住基ネットの中に置かれているものということで、その中ではおっしゃったように、いわゆる個人情報としては基本の4情報、住所、氏名、生年月日、それから性別とあてこの住民票コードの番号、プラスして変更履歴などが置かれているわけですし、基本的にはそれしかないということなんです。

今回のいわゆるマイナンバーを活用した情報提供ネットワークシステムのほうにつきましては、これに加えて、先ほど来お話があるとおりに、各行政機関が保有する情報があるわけですし、それを一元的に統合するために新たに付番されるのがマイナンバーということになるわけですから、高橋委員おっしゃるとおり、一元的に統合されるということは間違いない。ただ、個々の個人情報につきましては、それぞれ所管している行政庁なり地方公共団体が保有するということには変わりありませんので、一元的にシステムを1カ所に集めるということではなく、分散のネットワーク的な意味合いでのシステムになってるっていうことなんです。それをこのマイナンバーを使って一元的に照会するなどの活用ができるということになるわけですし、そこは一元化の意味合いが若干違ってらるんではないかなと思います。何が違うかっていうと、今言った

ような違いが一番大きいことになるわけですが、ですから、データ量としては膨大なものになるということだと思います。

あとマイナンバーの活用ですけども、おっしゃるように、それぞれ住基カードのほうには従来のものについては名前、あと希望すれば写真ということで住基番号はついてなかったということになるわけですけども、今回交付されるマイナンバーカード、こちらのほうにつきましては、住所、氏名、生年月日、それから性別、プラス顔写真ということで、そのカード自体全ていわゆる個人の基本情報はもう表記なってるっていう、件名に表記されることになります。したがって、ある意味免許証と同じということになるわけですし、これが個人の証明書にもなり得るということになります。

ただ、それを活用することによって初めて情報提供ネットワークシステムの中に入っていくということになるわけですから、その番号を本人がしっかり取得することによって、そういったおっしゃるような情報の漏れというのは防げるということだと思います。ですので、その部分については、さっき市長がおっしゃったように、従来のものについてはあくまでも自治事務ということですから、接続する、しないは自治体の長が判断するということが、現に福島の矢祭町などは今も接続なさっていないわけですけども、今回のものにつきましては、あくまでも住民票のほうに住民票コードが付番された方については自動的にもう付番されるのだということで、その方については市町村がそのコードを通知し、プラスしてカード希望があればそれも交付すると。これは法定受託事務ということになりますので、今までのものとは違うということだと認識していますので、よろしくをお願いします。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 わかりました。

1点だけもう一回お聞きしますが、住民基本台帳カードを発行しましたね。長井市もして、委員長持ってらっしゃると多分思うんですけど、そんなに数は出てないですね、結果的に。それでもよかったわけですが、個人の判断ですから。その住基カードっていうか、それってこれからはほとんど使い道がなくなるんだということになるのでしょうか。

○蒲生光男委員長 松本 弘市民課長。

○松本 弘市民課長 基本的に住基カードとマイナンバーカードを合わせ持つことはできません。というのは、今持ってらっしゃる住基カードにつきましては、有効期限が10年というふうに定められておりますので、10年間持ちたい方はお持ちいただいて結構です。そのかわり28年1月から新たに発行されるマイナンバーカードの交付を希望される方については、住基カードをお返しただかなければならないということになりますので、両方持つことはできないということになります。どちらか一方を選択していただくということです。

今おっしゃるとおり、住基カードにつきましては、現在、保有なさってる方、割合からいえば非常に少ない状況になってます。今回のこのマイナンバーカードにつきましても、あくまでも希望なされる方に対して交付するという事ですから、付番されている方全員に交付するという事にはなりません。先ほど答弁が漏れていたように思いますが、このカード、それから番号の付番そのものにつきましては、地方公共団体情報システム機構がそれぞれの自治体から委任を受けて行うこととなります。ですので、このカードの交付、それから番号の付番のシステムそのものはこの機構が受け持つということになりますので、こちらのほうからは委任をするだけという作業になります。ですので、今回カード、それから番号それぞれ通知される、あるいは交付されるっていうことになるわけで

すが、これは機構のほうから番号が通知されますし、その通知とともにカードの交付を申請なさりたい方は申請書が同封されてきますので、そこに所要の事項を記載し、なおかつ顔写真を撮って添付して申請をしてやると。それを機構のほうで処理をして当該市町村のほうに送ってよこして、実際交付するのは、そのとき市町村かかわるのは1回だけということになりますので、そここのところについてはご理解をいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 わかりました。

私ちょっと想像でっていうか、頭の中で描いていたところとは随分違うのだなというふうに改めて感じさせられました。それはわかりました。

もう一つ市長にお伺いをしますけれど、国は先ほど来いろいろやりとりの中でも出てますけれど、情報の管理に当たっては今まで各機関で管理していた個人情報を引き続き当該機関で管理してもらって、必要な情報を必要なときだけやりとりする。これ先ほど市民課長が言われたことだと思うんですけども、分散管理の仕組みを採用すると。マイナンバーをもとにして特定機関に共通のデータベースを構築することはなくて、そこから個人情報が漏れるということはある得ないと、こう言ってるわけです。だけど、本当にあり得ないのかというところが私は少しまだ不安があります。だから市長は97以外しないというふうなことだとするならば、私はやっぱり国に対して絶対この一元化、いかなる場合でも一元化による管理はしないと約束してくれというふうに私は言っていかなければならないと、私どももそうですけど。そこは市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 正直言って例えば県の市長会などでもこのマイナンバー制についての議論はま

だされておられません。多分まだ私ども市町村のほうでは市民の皆さんにこのマイナンバー制についてのお知らせっていうのはほとんどしてませんので、これからだと思います。そうしたときにいろんな不安の声がやっぱり寄せられるんだと思います。今回は分散型で必要な情報をやりとりすると。国のほうで一元化してそれをいろんな利用をするということは国ではしないと言ってるわけで、私どももいろんな個人情報が漏えいするようなことっていうのは決してあってはならないわけですから、もう二重、三重のチェック体制をとってるわけですね。それが一つの分散型のネットワークのあり方だということでございまして、これはプライバシーの保護とか情報漏えい対策っていうことについては、企画調整課長のほうでぜひ答えさせていただきたいと思いますが、私どもとしてはその段階でやっぱりまだ今のところ少しわからないところがまだ私自身もありますので、もう少し整理をしながら、来月に県内の市長会とかありますので、その中でもやっぱりどういうふうな対策してるか意見交換をしながら、やっぱり私ども首長も一人一人が言ってくっていうよりも、やっぱり山形県の市長会とか町村会とか東北の市長会とかできちっと言っていくと。地方六団体とのやりとりっていうのは政府とあるわけですから、その中で申し上げていくという形がいいのかなというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 谷澤秀一企画調整課長。

○谷澤秀一企画調整課長 まず、国民、国民というか、この情報に関して不安だと思うことが3つあるというふうに言われてます。1つは、個人情報が外部に漏れるのではないかと、あと2つ目は、なりすましをされて被害に遭うのではないかと、あと3つ目は、情報がやっぱり一元管理されて自分がどういう行動をしたか全部わかられてしまうのではないかと。その3つが不安要素としてあると。それを国のほうではまず

システムのそういった不安を払拭しますと言うことで、先ほど来出てます一元管理というものについては、分散管理を言うてます。各団体、地方公共団体、あるいは年金の機構であるとか、健保組合とか、そういうところで持っている情報はそのままの団体で管理をしていくと。それをネットワークでつなぐわけですが、そのネットワークはL G W A Nという国の専用回線を使います。ですので、これは情報のやりとりの際は全く外に漏れることはない。外から入ってこられることもないというふうに言われております。

その情報のやりとりをする際ですが、真ん中に中間サーバーというものを置きます。その中間サーバーというのは何をするかというと、例えば市町村と年金機構が情報のやりとりをするというときは、情報そのものを送るのではなくてそのマイナンバー、そのキーとなる番号を送るんです。そうすると中間サーバーの中で今度はリンクコードというものに番号を自動的に返還させて、全くわからないようにして市町村のほうに送ってやると。そうすると、そこで今度中間サーバーが個人番号とひもづけする仕組みを持ってまして、それを送ってやるもんですから、それを今度逆のやり方をして、暗号のようなものですが、それを解いてその方の情報が照会できるようになるというふうな仕組みです。

ですので、データベースを真ん中に集めて、そこに全部情報を集中してみんながそこを照会するということではありませんので、個人の情報というのは全部つながって一元的に見れるというものではないと。その業務業務に応じて見れるというふうな仕組みであるということです。そういった二重、三重のセキュリティーをかけるということですので、プライバシーの保護は十分に守られるというふうに言われてます。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 今説明受けましたけど、

正直私みんな理解できたわけでないんです。ただ、そういうふうにして一応、一応じゃないな、セキュリティを保護するためにちゃんとしたことはやってんなだっということはわかりました。だけど、政府がハッカーを正式に雇うなんていう時代でしょう、今。この世界は日進月歩でどうなるかわからないんです、現状は。そこんところはぜひそういう状態にあんなだということ踏まえて、対応をぜひお願いをしたいし、国にも求めていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

質問の第2は商工振興課所管の新事業についてお聞きをいたします。

平成27年度の一般会計の説明を商工振興課から産業・建設常任委員会の協議会で受けました。その中で私は正直言って理解できないなっているのがいっぱいありました。何を言ってんなべな。具体的な資料も出さないで口頭で人の名前言ったからオーケーとかよ、そんなものではないんだろうなというふうに私は思ったわけです。

言いかえれば支出要件が不明確なんです。具体的なものがないというふうなものを、予算書にあるから、じゃあ、執行していいんだかっていうふうには私はならないべというふうに、ぶっちゃけた話はそういうふうに思うわけです。執行するまではまだまだ資料の提出であるとか、いろんな議論が必要だし、手続も踏まんねえ、手順もちゃんとしなねえいうものがあるのではないかというこの問題意識です。

そういう意味で以下、具体的にお聞きをしたいと思いますが、1つはこのタスビル取得資金利子助成事業についてです。これはいわゆる商工会議所が以前に若者定住促進センターからあのタスの建物を買って、同時にハイマン商事から下の土地を買ったと。そのときに借りた資金に対する利子補給を平成30年度までするというふうな中身です。これは私おかしいと思うんですが、産建の協議会の際に休憩していたときにば

あつと商工振興課の人たちが入ってきてどうのこうのって言ったことは覚えてるわけですが、それは正式なものではないので、市長、これ今後どういうふうに展開しようっていうふうに考えてらっしゃるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員ご承知のとおり、若者定住促進センターですね、こういう財団法人が解散した際にあそこのかつてのタスパーク、ハイマンタスパーク、ホテル部分ですね。若者定住促進センターの所有してた分について、当時いろいろ外に売りに出すとかいろいろな話がありましたけども、結果として長井商工会議所がそれを取って、引き続き地元の資本であそこを運営するということで、当時私も長井市も、あるいは県もあわせて補助金だけは交付させていただいたんですが、その後、非常に厳しい経営をされてきたと。私も財政再建がある程度めどついた段階で、まず底地だけ私もとしても高い賃料を払うよりは、市の関係する財団が半分ほどあの建物を所有してるわけですから、底地を取得したほうがいいだろうという考えで議会からもご了承いただいて取得したわけです。それで大分経営のほうは良くなったというふうに思っていたのですが、引き続き商工会議所は大変だと。今までも土地の取得をしてもうまでも相当いろんな基金からホテル経営のほうに補填せざるを得なかったと。なおかつ施設の老朽化に伴ってお客様もだんだん減ってきましたし、ホテル業の厳しさということもあって、ぜひ支援してほしいという声が大分前から寄せられておりました。

そこで商工会議所といろいろ協議した中で、例えば2階のフロアっていうのは全て地場産センターの所有なんですけど、そこをレストラン部分を委託、あるいは調理部門のところも貸すると。あと6階の宿泊施設についても委託とい

うことでやってるわけなんですけども、その委託料を下げてもらえないかという話がありました。しかし、これについてはいわゆる取得から減価償却を差し引いて、そしてさらにその半分ということで決めてるんですよ。これは崩せないということで、だとしたらまずは商工会議所が今借り入れしてる部分を返済が大体めどがつく段階ぐらゐまで支援してくと、その子の補給の分は。そういうふうなことでまず引き続きまた違った形で支援すべきだということで今回提案させていただいたところでございます。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 今、市長から言われた話は私もわかります、それは後で言いますけれど。今回、要するにタスビルありますけれど、タスビルの取得資金利子助成事業というものを活用する、しない、あるいはほかの方法を考える、その、じゃあ、どっちなんですか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 できればこの事業でこういった形でさせていただきたいというふうに思ってますが、執行に当たっては商工会議所としてはそういった同等程度の支援をいただければ大変ありがたいということでありますので、支援方法はいろいろあるかもしれませんので、なお検討しながら執行に当たるということも必要かと思えます。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 大体言いたいことはわかりました。ただ、こういう方法でいきたいということは議会にもちゃんと報告をして、それから執行するという理解でよろしいですか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 予算をいただいた範囲の中で、例えば違った形で執行させていただくとすれば、それは組み替えとか何らかの形でお示ししながら、そしてご了承いただいてこれ執行しなきゃ

いけないというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 もう一つ市長の見解を伺っておきたいんですけども、市長が言われるように、あそこの底地を市が買いましたね。当時の話は、当時の話はいわゆる売買代金を商工会議所が持っている負債のところに充てて、要するに返済方法、返済期間も含めて少しゆとりを持ちたいのだと。それくらい商工会議所は経営自体大変になってるんだというお話でした。私率直に申し上げますけれど、やっぱり会員が拡大できない。それから共済事業もなかなか伸びないという中で、やっぱり当然なんですね、行き詰まってくるっていうのは。

そういう中で私は商工会議所そのもののやっぱり内部で努力をしていくというところがある意味では必要なんだろうねと私は思うんです。人のことだから言えないと思いますが、でも市役所にとってみれば、行政にとってみれば農協もそうですし、商工会議所って大事なパートナーだよ。そういうふうな意味からいえば、やっぱりそういうこともしなければならぬぐらいのことは私言わんなねなでないかっていう気するんですけど、そこはどういう見解を持ってるっしゃいますか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員おっしゃるとおり、ちょっと今までの経営の内容を少し変えていただきたい旨は何度も伝えております。そもそもあそこの施設は市民向けだけでは到底やっぱり経営が成り立たない。特に宿泊施設ですから、市民が宿泊するっていうことは基本的に余りないわけですし、それが90人以上の宿泊施設があるわけですから、そういった意味では本来のコンベンション機能っていいですか、外からいろんな会議とかあるいはさまざまなイベント、大会等々、誘致する努力、それとやはり長井の市民の皆さんで長井市内でなくて市外で結婚披露宴

をされるって方が非常に多いんですね。ですから、そういった努力もしてないんじゃないかということで、ぜひ意見交換の際は頑張ってもらいたい。そのための平成26年度に魅力アップを図るための経産省の調査事業を100%補助で受けてもらってるわけですね。ですから、そういった調査結果に基づいて、これからある程度の必要な投資は必要だと思いますけれども、営業努力を重ねていただいて、私どもと一緒にビルの所有者でありますんで、お互い相乗効果を高めることができるように努力していただきたいと、私どもも努力してくという思いです。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 ぜひそれはちゃんとやっぱり言ってもらいたいというふうなことを申し上げておきたいと思います。

2番目の地場産業振興センターに対する支援事業についてですけど、これは先ほど江口委員がいろいろ聞かれておりますから、ちょっとダブるところもあるので、私はその見解だけお聞きしたいんですけども。

商工振興課からいただいた資料を見るとバラ色なんです。6,000何万のいわば支援事業をすんなだと。江口委員もふれられてましたけれども、ふるさと納税のやつも受注してどうのこうのと、こういうふうになって、飛躍の年にするみたいな話があるんですけど、私はちょっと違うんですよ。ふるさと納税については総務省もそうですし、国会の中でもちょっと過熱ぎみだよと、各自治体が。これはやっぱりもう少し地味にやりなさいという、そういうふうなことでいきましょうというふうに言ってるし、もう一つ自前で今展開をしている菜なポートだっずうっと右肩上がり展開をされるなんていう状況では私はないんだと思うんですね。そういう意味でいったら、ふるさと納税はもう少し伸びますけど。やっぱり見直さなければならぬのでないかっていう、そういう時期ももう

間近に迫ってるっていう、私は危機感を持ってるんです、地場産業振興センター自体が抱えている事業の中身で。そういうことももう頭の中で対応する、そういうことが必要なのではないかと私は思いますけれど、そのことについてだけ見解をお聞きしたいと思います。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ちょっとどういう資料をごらんになっておっしゃってるかわからないので、私も何がバラ色なのかよくわかりませんが……。いや、見てないです。地場産業振興センターのほうでは観光プラットホームをまず観光協会と一緒に立ち上げる拠点であるということ、それからこれからふるさと納税の部分については、長井市の場合は50%還元なんですね。やっぱり県内一のところは80%還元なんです。これはやっぱり違うだろうと。ただ、50%還元っていうのは大体今標準で、国のほうからそれをもう少し低くすべきだっていうことであれば考えなきゃいけないと。

バラ色というようなことではなくて、一番は市の税金が、やっぱり地場産業振興センターっていうのはあそこの施設の運営で常に補填しなきゃいけなかったわけですよ。それは3,000万円、4,000万円、これだけはもうどうしようもないと。これをできるだけ圧縮したいっていうのが地場産センターの理事、評議員会、また職員の願いなわけです。ですから、そのために頑張っていくと。ただし菜なポートもこれ以上売り上げが伸びるっていうことはなかなか難しいと思います。ただ、農業振興とか、あるいは食品加工業とか、あとお土産品の関係者の皆さんとか、そういった方々たちがあそこで利益を上げていただくような場を提供すると。地場産センターは菜なポートも含めてですが、運営自体を黒字にするっていうことではなくて、ただし若干の利益を上げて、それで少しでもタスの運営にかかっている税金の部分を圧縮していく

ということで努力すべきだと思っております。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 その考え方、私わかります。わかりますけど、いろんな事業をしなねからどんだん職員も膨れ上がって、こういうふうに膨れ上がっていくっていうところは、私はそろそろ考えなきゃいけないというふうに思うんですよ。ここはさっきも言いましたけど、ふるさと納税はもう少し伸びますよ。だけど、それだって限界が来るんだから、そういうことも含めたやっぱり見直してっていうのはこれからしていかなねだべというふうなことだけ申し上げておきたいと思えます。

3つ目ですけども、この中心市街地まちづくり会社支援事業出資金についてです。私どもに提出をされた資料っていうのは、仮称まちかど・まちなか施設整備構想概要という資料、仮称おれたちの株式会社楽まちというペーパーだけなんです。あと口頭で誰がしてるか、大体どこですっかみたいなのはありました。しかし、仮にも行政が一つの団体あるいは組織に対して出資をしていくというふうな場合は、誰が中心になって誰が代表者で、どういう事業をどのようどこで展開をするのか、その際の資金計画はどうなのか。その上で長井市のまちづくりとの関連はどうしていこうとしているのかっていうことを、少なくとも私は示さなければならぬと思う。それでなければ50万円とはいえ、出資金を支出をするっていうことには私はならないんでしょうというふうに思うんです。そういう手順はこれから踏んでいかれるのかということをお聞きしたいんです。それでないと予算書、今載ってるので、載ってて多分17日に可決されて、可決されたからオーケーでは困るんです。そこんところだけ私はちゃんとした手順と議会との理解と納得の上で進んでいくというふうなことを望むわけですけども、市長の考え方をお聞かせいただきたい。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員おっしゃるのが正当だと思います。そうあるべきです。しかし、この事業はそういう事業ではないということですね。まず、中心市街地活性化の基本計画を今27年度に認定を受けるべく進めてるわけですが、その中で本町の街路事業を進めていくとさまざまなやはり課題を抱える商店主、事業者が出てくるんですね。それは土地が足りない。じゃあ、単独でできるかっていうとなかなかできない。じゃあ、何人かの若手の経営者、商店街を担う次の人たちがこういう事業を立てていこうじゃないかと、共同でビルを建てて、やっぱりまちなかに我々民間でもにぎわいをつくれるような、そういった事業をやるべきだということで、会社をまずつくりたい。その事業をまとめるにも相当お金がかかるということで、27年度に国の経産省の補助を受けてその計画をつくると。そのためには会社をつくらなきゃいけないということなんですね。ですから、大体1,000万円ぐらいの会社だっていうふうに聞いてますが、そのうち私どもも国のほうの補助を受けやすいように5%程度やっぱり支援したらいいんじゃないかということで、今回の事業を提案させていただいたということでもあります。

したがって、なぜ当初に組んだかっていうと、私も当初じゃなくてもいいんじゃないかと。ある程度補正などでもいいんじゃないかというふうに考えたところ、4月か5月ぐらいにその会社をつくって、27年度にそのソフト事業、調査事業の認定を受けたいと、それで計画を具体的に、基本計画ですね、つくると。そしてそれを今度それに基づいて具体的な実施設計等々やって事業を展開したいということでもありますので、まずその最初の出資金だということでもありますので、本来であれば、高橋委員おっしゃるように、行政が三セクっていいですかね、出資することは非常に重いはずなんですけども、

やっぱりケースによって違うんじゃないかと。今回の場合は何しろまちなかのぎわいってのは民間の皆さんの努力、熱意がないとこれできないことですので、そういった若い人たちが考えるということの真剣さっていいですか、それに国の支援を受けるということでもありますので、まず出資するというふうに考えたところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 市長が今おっしゃられた中身っていうのは私理解できません。中心市街地活性化のいろんな事業あって、それを進めるためについていう多分思惑もあるんでしょう。この前、産業・建設の協議会のときに言われたように、市がある程度出資をしているという、そういう会社であるならば経産省などからの補助も受けやすい、そういう土壌もつくるのだというお話がありました。確かにそうかもしれない。だけど、出資をしていく、それがオーケーというふうになるのはそれなりの手順と必要な情報公開がなければ判断できないでしょうと私は言ってるんですよ。それは最低これから残されたところで、ぎりぎり支出するまでの間、当局ができる限りのことはしてもらいたいですよ。この示された中身でA4判1枚でこれっていうふうに言われたって、これはやっぱり納得できないもの。誰がするんですかっていうのも明らかにならない。どこでするのって明らかにならない。規模は、わからない。それじゃあ、だめですよ。少なくともわかっている範囲でこれだけ、これはこうだからというところは示して、その上で出資をする。そういう手順を踏んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ぜひ高橋委員おっしゃるように、まず出資する前にA4、1枚ではやっぱりだめですよ。必ず出資者で概略はあるはずで、構想は。大きく変わるかもしれませんが。

少なくともそういったきちんとした事業構想でもいいですから、それを示していただいてやっぱり出資を支出するというときには慎重にしていかなきゃいけないと思います。

○蒲生光男委員長 14番、高橋孝夫委員。

○14番 高橋孝夫委員 ぜひよろしくお願ひします。

新たな質問に入りませんが、温泉の関係では要望だけしておきます。

入湯税を活用して補助をしていくっていう考え方はわかります。反対してるわけではない。具体的なものをやっぱりきっちと2つの間で議論を進めてもらいたいということと、もう一つは要綱をちゃんと示していただきたいということだけ申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○蒲生光男委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時19分 再開

○蒲生光男委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、町田委員の質疑に際し、資料の配付について要望がありましたので、これを許可いたしましたので、お知らせをいたします。

町田義昭委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位3番、議席番号10番、町田義昭委員。

○10番 町田義昭委員 お疲れさまでございます。私は、長井市のまちづくりが後世に負担の